

登別市保育所等利用者負担額基準額表【令和7年度】

2号・3号認定(保育所利用)

階層	定義		利用者負担額(月額)				
			保育料(0～2歳児クラス)				副食費(3～5歳児クラス)
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間・短時間 共通
			第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯		0円		0円		
B	市町村民税非課税世帯						
C1	市町村民税均等割課税世帯						11,100円 (3,000円)
C2	市町村民税均等割課税世帯 かつ 市町村民税所得割の課税額が右記の世帯	0円 ～ 4,999円	14,300円 (3,000円)	14,100円 (3,000円)			
C3		5,000円 ～ 48,599円	17,300円 (3,000円)	17,100円 (3,000円)			
D1		48,600円 ～ 57,699円	19,600円 (3,000円)	19,200円 (3,000円)			
D2		57,700円 ～ 60,699円	22,000円 (3,000円)	21,600円 (3,000円)			
D3		60,700円 ～ 72,799円	24,300円 (3,000円)	23,900円 (3,000円)			
D4		72,800円 ～ 77,100円	24,300円	23,900円			
D5		77,101円 ～ 84,899円	26,800円	26,400円			
D6		84,900円 ～ 96,999円	30,000円	29,400円			
D7		97,000円 ～ 114,999円	33,200円	32,600円			
D8		115,000円 ～ 132,999円	36,500円	35,900円			
D9		133,000円 ～ 150,999円	39,800円	39,200円			
D10		151,000円 ～ 168,999円	44,900円	22,400円	44,000円	21,900円	
D11		169,000円 ～ 212,999円	49,800円	24,800円	48,900円	24,400円	
D12		213,000円 ～ 256,999円	54,700円	27,300円	53,800円	26,900円	
D13		257,000円 ～ 300,999円	60,400円	30,100円	59,200円	29,500円	
D14		301,000円 ～ 332,999円	66,100円	33,000円	64,900円	32,400円	
D15		333,000円 ～ 364,999円	71,800円	35,900円	70,600円	35,300円	
D16		365,000円 ～ 396,999円	79,100円	39,500円	77,500円	38,700円	
D17		397,000円 ～ 429,999円	86,300円	43,100円	84,700円	42,300円	
D18	430,000円 ～ 462,999円	93,400円	46,700円	91,800円	45,900円		
	463,000円以上						

【保育料・副食費に関する補足】

・保育料における子数は、同じ世帯内にいる0歳から18歳に到達し、かつ初めて3月31日を迎えていない者を対象とする。

・負担額の区分は、下記年齢表に該当する生年月日によって決められたクラスに基づく。

・保育料において、第3子以降は階層に関わらず0円。

・C1～D3の()内金額はひとり親世帯の金額。

・税額控除については、調整控除等を除き、反映しない。

【年齢表】

クラス	生年月日		負担料金名称
0歳児クラス	令和6年4月2日 ～		保育料
1歳児クラス	令和5年4月2日	令和6年4月1日	
2歳児クラス	令和4年4月2日	令和5年4月1日	
3歳児クラス	令和3年4月2日	令和4年4月1日	副食費
4歳児クラス	令和2年4月2日	令和3年4月1日	
5歳児クラス	平成31年4月2日	令和2年4月1日	

【所得階層の認定】

区分	認定方法
4月～8月の負担額	令和6年度の市町村民税を基に認定
9月～3月の負担額	令和7年度の市町村民税を基に認定